

第1条 目的と理念

本会の会則第6条にもとづき、運営委員会が将来計画の検討のために将来計画検討専門委員会(以下、本委員会)を置く。本委員会の目的は、光学赤外線天文学に関連する将来計画を検討することである。この検討にあたって、閉鎖的な議論を排し、広くコミュニティ内外から意見を聴取することを理念とする。

第2条 委員会の構成

本委員会は10名程度の委員から構成される。委員は光赤天連会員であることを条件とするが、必要に応じて若干名の会員外の委員を加えることができる。

第3条 委員の選出

光赤天連会員の委員については、選挙を行なってその結果を尊重しつつ、広い視野から光学赤外線天文学の将来計画を検討していただける方を運営委員会が決定する。被選挙権は光赤天連会員のみが持つ。委員長は委員の互選によって決定する。光赤天連外の委員については、本委員会の議論により候補を選定し、運営委員会の承認により決定する。

第4条 任期

光赤天連会員の委員の任期は4年とし、2年毎に半数を改選する。任期は連続2期8年までとする。光赤天連外の委員については、その委員が決定した際の残り任期が長い方の光赤天連会員の委員と同一とする。

第5条 委員会の業務

光学赤外線天文学や関連分野の将来計画を広く収集しその実現に協力するために、将来計画についてのシンポジウム等を開催し、適宜成果を報告書としてまとめる。光学赤外線天文学に関わる将来計画のロードマップを作成し、更新を行なう。運営委員会からの将来計画に関する諮問に応じる。

第6条 委員会の運営

委員長が必要に応じて委員会を召集し、委員会の業務について議論を行なう。運営委員はオブザーバーとして委員会に参加することができる。委員長が指名するものは委員会に参加することができる。委員は委員会活動の実務を担う。

附則

本委員会は 2030 年代将来計画検討ワーキンググループを改組し、2021 年 9 月の総会で承認を受けて発足するものとする。発足時のメンバーは、選挙を行なった上でその結果をもとに運営委員会で議論を行ない、2030 年代将来計画検討ワーキンググループのメンバーの約半数を交代したものとする。このとき、継続した委員の任期は 2 年とし、加入した委員は 4 年とする。これ以後は内規第 4 条に従う。